

平成25年度

上天草市男女共同参画推進計画 年次報告書

～ つなぎあい ^{とも} 男女につくろう こころかようまち ～



上天草市 

上天草市男女共同参画都市宣言文

藍より青い海『“人”と“海”のふれあうまち』に住むわたしたちは、
お互いの人権を尊重しあい、自分らしく生きる喜びを感じ、安心して
心豊かに暮らせる「つなぎあい とも 男女につくろう こころかようまち」
を基本理念として、上天草市の男女共同参画の実現をめざすため

一、 一人ひとりがお互いに尊重しあい、家事・子育て・介護など
に参画し、幸せな家庭をめざします。

一、 お互いに人権を尊重することの大切さを学び、個人の意思や
能力を生かすことが出来る学校をめざします。

一、 男女の均等な機会と待遇が確保され、性別に関係なく、個性・
能力・意欲などが発揮できる職場をめざします。

一、 とも 男女に、認めあい、支えあい、一人ひとりが自分らしくいき
いきと暮らせる住みよい地域をめざします。

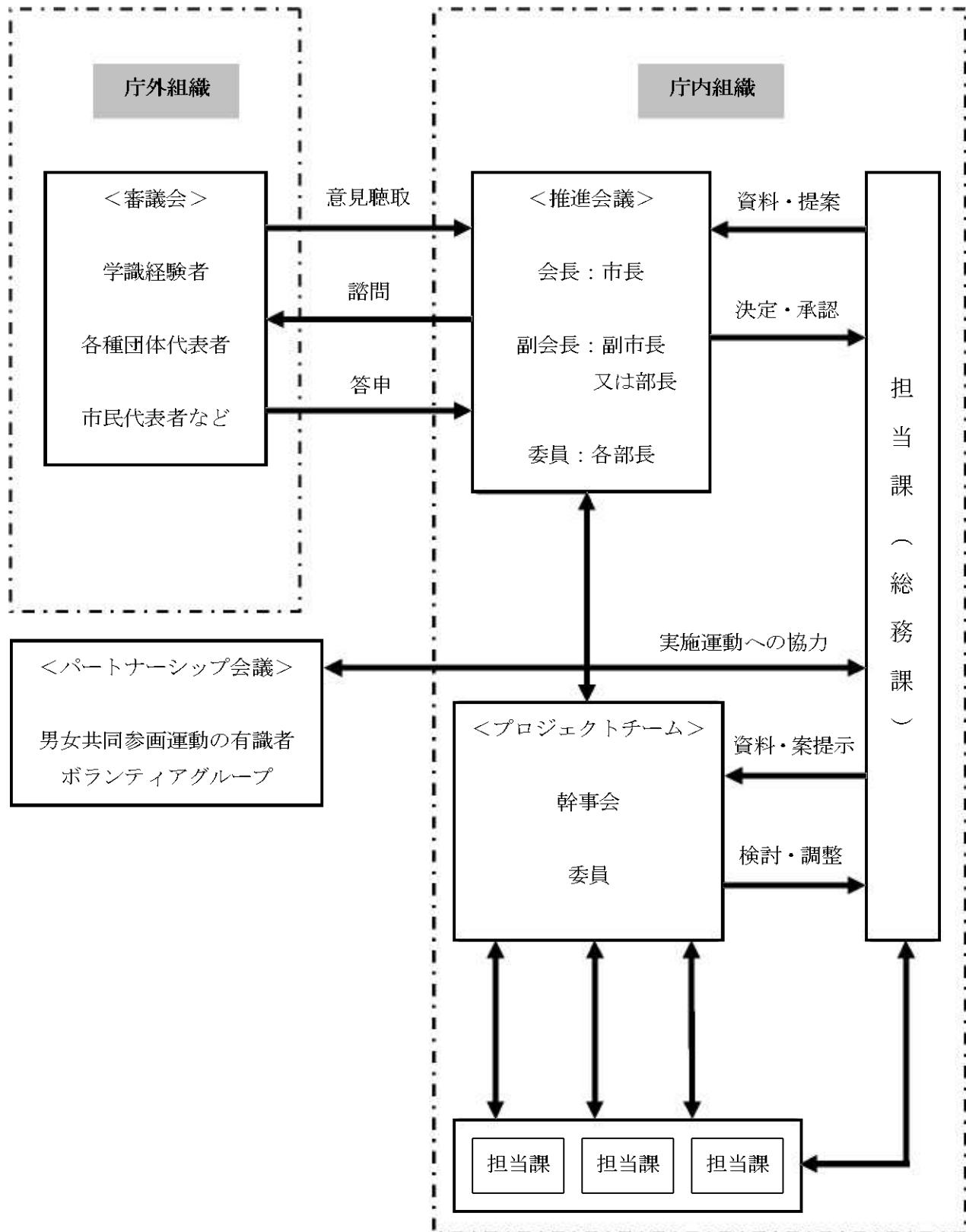
今、ここに「上天草市男女共同参画都市」を宣言します。

平成21年1月24日 上天草市

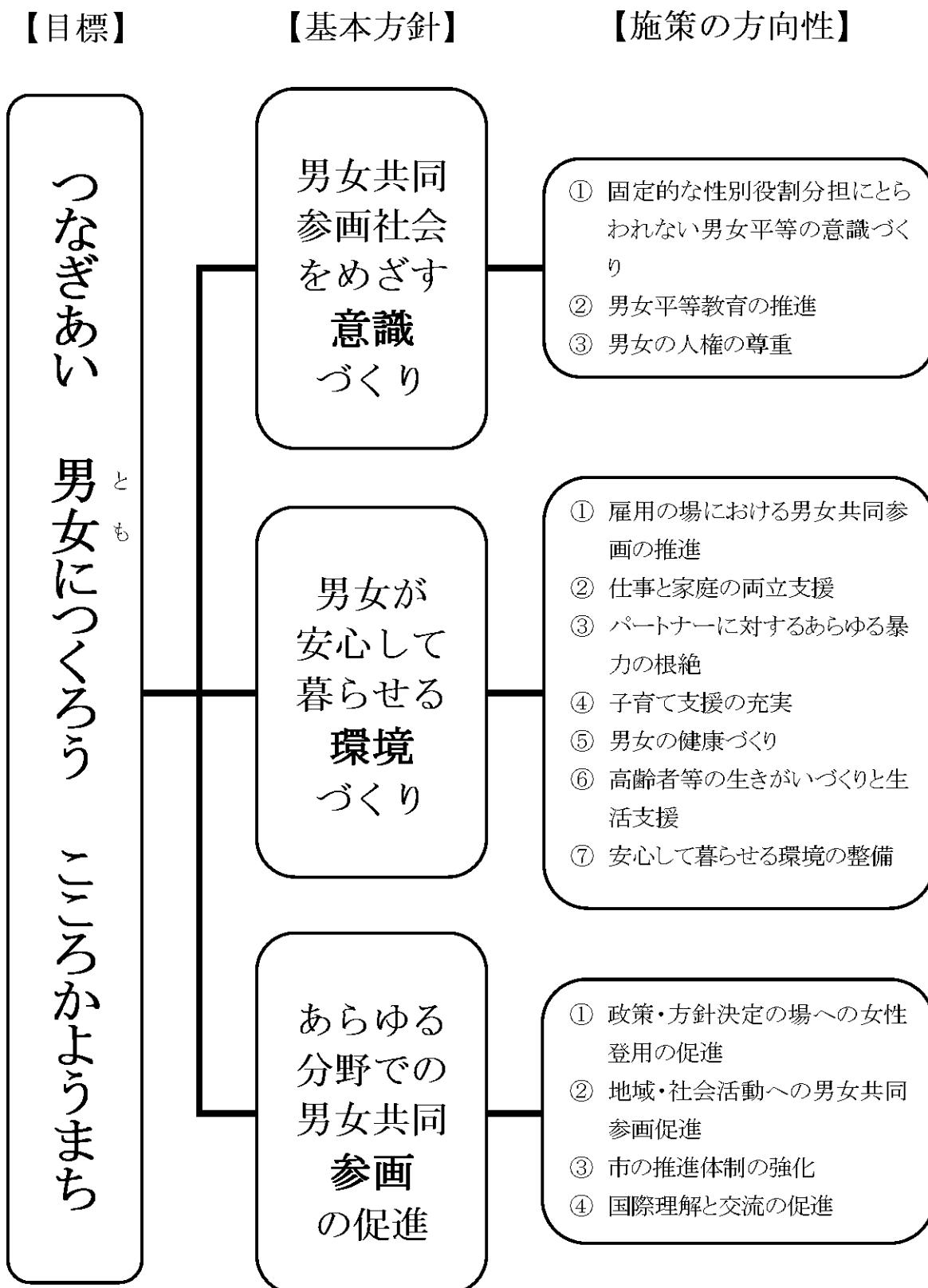
目 次

1	上天草市男女共同参画推進体制組織図	1
2	上天草市男女共同参画推進計画の体系	2
3	上天草市の人口推移、上天草市における女性の登用状況	3～4
4	平成25年度活動報告	5
5	平成25年度実績報告	6～29
6	参考資料	
(1)	上天草市男女共同参画社会推進条例	31～37
(2)	上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項	38～39
(3)	上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項	40～41

上天草市男女共同参画推進体制組織図



上天草市男女共同参画推進計画の体系



上天草市の人口推移

(4月1日現在)

年次	人口(人)			世帯数(件)	65歳以上割合(%)
	総数	男性	女性		
平成22年	32,128	15,085	17,042	12,288	31.7
平成23年	31,548	14,826	16,722	12,226	31.8
平成24年	31,026	14,608	16,418	12,201	32.7
平成25年	30,608	14,384	16,224	12,215	33.7
平成26年	29,988	14,107	15,881	12,150	34.6

上天草市における女性の登用状況

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
地方自治法 (第202条の3) に基づく審議会等の 女性の登用状況	総委員数	313人	335人	346人	409人
	女性委員数	78人	79人	79人	92人
	女性の割合	24.9%	23.6%	22.8%	22.5%
	審議会等数	22	23	24	28
	うち女性のいる審議会等数	18	18	20	22
地方自治法 (第180条の5) に基づく委員会等の 女性の登用状況	総委員数	36人	35人	36人	35人
	女性委員数	3人	3人	3人	3人
	女性の割合	8.3%	8.6%	8.3%	8.6%
	委員会等数	5	5	5	5
	うち女性のいる委員会等数	2	2	2	2
女性職員の 役職登用状況 (各種委員会を含み、 現業職員を除く)	課長級以上総数	25人	29人	31人	32人
	女性課長級以上数	0	1人	1人	2人
	女性の割合	0	3.4%	3.2%	6.3%
	課長補佐級総数	38人	35人	32人	34人
	女性課長補佐級数	3人	5人	5人	7人
	女性の割合	7.9%	14.3%	15.6%	20.6%
女性議員の状況	議員総数	21人	22人	22人	18人
	女性議員数	4人	4人	4人	3人
	女性の割合	19.0%	18.2%	18.2%	16.7%

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用

				委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の 割合 (%)
審議会等数	28	うち 女性委員のいる審議会数	22	409	92	22.5

(平成26年3月31日現在)						
	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の 割合 (%)	
1	市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	33	0	0.0	
2	民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	6	42.9	
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	14	1	7.1	
4	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	障害者基本法第三十六条	10	5	50.0	
5	環境審議会	環境基本法第四十四条	10	1	10.0	
6	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	10	3	30.0	
7	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第三十一条	16	4	25.0	
8	図書館協議会	図書館法第十四条	10	5	50.0	
9	地方文化財保護審議会	文化財保護法第百九十条	14	0	0.0	
10	地域審議会	市町村の合併の特例に関する法律第五条の四	58	9	15.5	
11	障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	5	1	20.0	
12	振興計画審議会	地方自治法第百三十八条の四第三項	20	2	10.0	
13	農業振興地域整備促進協議会	上天草市農業振興地域整備促進協議会条例	18	1	5.6	
14	天草四郎メモリアルホール運営委員会	天草四郎メモリアルホール条例	9	1	11.1	
15	下水道運営審議会	上天草市下水道運営審議会設置に関する条例	10	3	30.0	
16	子ども・子育て会議	上天草市子ども・子育て会議条例	16	10	62.5	
17	就学指導委員会	上天草市就学指導委員会設置条例	28	14	50.0	
18	奨学生選考委員会	上天草市奨学生選考委員会条例	8	0	0.0	
19	水道運営審議会	上天草市水道運営審議会設置に関する条例	13	5	38.5	
20	上天草市立上天草総合病院運営審議会	上天草市立上天草総合病院運営審議会条例	12	3	25.0	
21	男女共同参画社会推進審議会	上天草市男女共同参画社会推進条例	10	6	60.0	
22	政治倫理審査会	上天草市政治倫理条例	7	2	28.6	
23	職員懲戒審査委員会	地方自治法施行規程第十七条第一項	5	0	0.0	
24	特別職報酬等審議会	上天草市特別職報酬等審議会条例	8	0	0.0	
25	老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第十一条	6	0	0.0	
26	高齢者福祉計画等推進委員会	介護保険法第百十七条	19	2	10.5	
27	地域包括支援センター運営協議会	介護保険法第百十五条四十六第四項	13	4	30.8	
28	地域密着型サービス運営委員会	介護保険法第四十二条の二第五項、第七十八条の二第五項	13	4	30.8	

※ 地方自治法202条の3：「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担当する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

平成25年度活動報告

事業等名	内 容	備 考
男女共同参画週間（全国・市における啓発活動）	<ul style="list-style-type: none"> 各庁舎に横断幕を設置、ロビーにはペネル、パンフレット等を掲示し、職員、住民に啓発を図った。 	全国男女共同参画週間： 平成25年6月23日～29日 市男女共同参画週間： 平成26年1月24日～30日
市広報誌掲載	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画シリーズ「頑張る男女（ひと）」を市広報誌に掲載した。 ○平成26年3月号 野崎智子さん 	
上天草市男女共同参画推進計画に基づく平成24年度年次報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市男女共同参画推進計画に基づく平成24年度の年次報告書を作成した。 	
男女共同参画社会推進審議会	<ul style="list-style-type: none"> 審議会を2回開催し、平成24年度年次報告書、男女共同参画フォーラム等について審議した。 	第1回 平成25年9月17日 第2回 平成25年12月3日
県地域リーダー育成事業への派遣	<ul style="list-style-type: none"> 職場、家庭、地域などにおいて男女共同参画社会づくりを力強く進めることのできる地域リーダーの育成を目的とした県主催の事業に研修生を派遣した。(交通費の補助を行った。) 	市職員研修生2人を派遣
男女共同参画フォーラム ～みんなでつなG o ! かいか～ の開催	<ul style="list-style-type: none"> 上天草市松島総合センター「アロマ」にて、以下の内容により開催した。 (1) オープニング ①観乗寺土曜会もぐら座による狂言 ②パールコールによるコーラス (2) 桂あやめ氏による講演 •その他、男女共同参画コーナー、人権コーナー、交流の里「どんぐり村」コーナーを設置した。 	平成26年1月25日（土）

平成25年度実績報告書

基本方針Ⅰ 男女共同参画をめざす意識づくり 施策の方向性1 固定的な性別役割分担にとらわれない男女平等の意識づくり 具体的施策

(1) 男女平等意識の啓発活動の推進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①各種講演会・講座等の開催	継続	総務課	有	・1月25日に男女共同参画フォーラムを開催し、桂あやめ氏による講演を行った。	・今後も引き続き実施する。
	継続	社会教育課	有	・地域人権教育指導員が、公民館や各種団体に対して講話を実施した。内容は主に人権教育全般に係ることであるが、男女共同参画の観点も一部盛り込んだ。	・あらゆる人権問題について講話を行うので男女共同参画に偏ることはないが、随時内容を盛り込みながら、継続的に取り組んでいく。
②男女共同参画週間ににおける事業実施	継続	総務課	有	・大矢野庁舎に男女共同参画週間啓発のための横断幕を設置した。 ・各庁舎及び支所に啓発ポスターを掲示した。 ・市広報誌及び市ホームページに男女共同参画週間の趣旨を掲載した。	・今後も引き続き実施する。
③広報誌やホームページ等を活用した定期的な啓発活動の実施	継続	総務課	有	・市広報誌に男女共同参画シリーズ「頑張る男女」を掲載した。 (3月号)	・今後も引き続き実施する。

(2) 男女共同参画の視点に立ったメディア表現の理解の促進

①男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成	継続	総務課	有	・男女共同参画推進計画に基づく年次報告書を作成した。 ・今後も引き続き実施する。
------------------------	----	-----	---	---

(3) 職員の男女共同参画に関する意識改革の促進

①研修の定期的な実施	継続	総務課	有	・全職員を対象に、人権全般に関する研修を行った。(全5回) ・今後も引き続き実施する。
------------	----	-----	---	--

				の研修で職員214人が参加。)
検討	社会教育課 無	無	無	・平成25年度は男女共同参画をテーマとした研修は実施していない。

(4) 男女共同参画に関する調査・研究

①男女共同参画に関する意識実態調査・研究	検討	総務課	無	・平成25年度は意識実態調査・研究は行っていない。
②男女共同参画に関する資料の収集及び提供	継続	総務課	有	・国・県等から送付される資料や研修会等で配布される資料を中心化し、可能な限り各庁舎及び支所のロビー等に掲示した。
③ジェンダーに関する調査・研究	検討	総務課	無	・平成25年度はジェンダーに関する調査・研究は行ってない。

施策の方向性2 男女平等教育の推進 具体的施策

(1) 学校における男女平等教育の推進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①人権の尊重、男女平等、相互協力、理解についての教育指導の推進	継続	学習課	有	・道徳教育や人権教育について、全ての学校において全体計画を作成し、それに基づいて教育実践を行っていく。 ・各校にキャリア教育に関する全体計画及び指導計画を立案させ、それに基づいた教育実践を展開した。また、その成果について評価を実施し、第三者評価等の多面的な評価及び分析を行った。	・今後も引き続き指導を行っていく。
②個性と能力が生かせる進路指導の推進	継続	学習課	有	・保小中連携事業にて、発達段階に応じたキャリア教育を展開していく。 ・また、保育所、小学校、中学校が連携し発達段階に応じた継続的な教育を推進する保小中連携事業を実施した。	

(2) 保育園における男女平等教育の推進

①命を大切にし、人を思いやる心の育成の推進	継続	福祉課	有	・地域住民との交流活動の中で「素直で思いやりのある子」を目標にした保育を展開した。
②ジェンダーの視点に立った生活指導の推進	継続	福祉課	有	・性別にとらわれない保育の観点から、教材、道具、絵本、図・今後も引き続き実施する。

進			書等の選定を行った。
---	--	--	------------

(3) 家庭における男女平等意識の育成

①啓発用パンフレットの作成・国や県の啓発冊子の配布	継続 継続	総務課 社会教育課	有 無	・市独自の啓発用パンフレットは作成していないが、国や県の啓発冊子を各庁舎及び支所のロビーに掲示した。 ・啓発冊子等は作成していない。	・今後も引き続き実施する。 ・必要に応じて予算化し、作成する。
②自立を促す学習機会の充実	継続	社会教育課	有	・男女共同参画に限ったテーマではないが、地域人権教育指導員が、公民館や各種団体に対して講話を実施した。また、人権教育指導員の活用について、市広報誌に掲載し周知を図った。	・今後も引き続き実施する。

(4) 地域における男女平等意識の育成

①地域・団体等における研修会の実施	継続	社会教育課	有	・地域人権教育指導員を設置し、公民館や各種団体に対して講話を実施した。内容は主に人権教育全般に係ることであるが、男女共同参画の観点も盛り込んだ。	・あらゆる人権問題について講話をを行うので男女共同参画に偏ることはできないが、随時内容を盛り込みながら、継続的に取り組んでいく。
-------------------	----	-------	---	--	--

(5) 生涯学習を通した男女平等教育の推進

①生涯学習情報の提供及びネットワークの整備	継続	社会教育課	有	・男女共同参画に特化したものではないが、生涯学習情報の提供は市広報紙を通じて定期的に行なった。	・男女共同参画に偏ることはできないが、内容を盛り込みながら継続的に取り組んでいく。
-----------------------	----	-------	---	---	---

施策の方向性3 男女の人权尊重 具体的施策

(1) 男女共同参画の推進を阻害する要因による人权侵害相談及び救済の充実

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①男女共同参画の推進を阻害する要因による人权相談の充実	継続	総務課	有	・男女共同参画の推進を阻害する要因による人权相談はなかなかたが、相談があつた場合は、法務局や県の相談窓口を紹介するようにした。 ・人権擁護委員による人权相談所を市内で計10回開設し、相談を受け付けた。	・今後も引き続き実施する。

②男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の教養支援	継続 総務課	有	・男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の相談はなかつたが、相談があつた場合は、法務局や県の相談窓口を紹介するようにした。	・今後も引き続き実施する。
-------------------------------	-----------	---	---	---------------

(2) 性に関する健康支援

①妊娠、育児期における健康支援	継続 健康づくり 推進課	有	・母子手帳交付時及び乳幼児健診時において母性保護及び健康支援に関する指導を実施した。 ・シングルマザー及び経済的支援等の必要な母親に対しては、関係課や医療機関と連携を図りながら妊娠期から支援を行つた。	・今後も引き続き実施する。
②思春期における性と生殖に関する健康支援	継続 健康づくり 推進課	有	・市内の中学生を対象に、命の大切さ、母性・父性の役割を学んでもらうため、6～7か月健診に合わせて「ふれあい乳児健診」を実施した。(中学生31名が参加した。) ・市内の中学校、高等学校から依頼があった場合に思春期教室を実施した。平成25年度は上天草高等学校3年生に対し実施した。	・今後も引き続き実施する。
③成人生、高齢期における性と生殖に関する健康支援	継続 健康づくり 推進課	有	・個別訪問を行つた際に、性と生殖に関する相談に対応した。	・今後も引き続き実施する。

(3) 性教育の充実

①人権尊重に基づいた性教育の推進	継続 学務課	有	・学級活動・道徳の時間・体育（保健）の時間において、小・中学校とも年間5時間程度の学習を行つた。	・今後も引き続き実施する。
②からだと性に関する情報提供	継続 健康づくり 推進課	有	・「ふれあい乳児健診」に参加した中学生に対して、男女の性命の大切さについての講話を実施した。 ・上天草高等学校で性に関する教育を実施した。	・今後も引き続き実施する。
③青少年の性と人権尊重に関する意識調査の実施	検討 総務課	無	・青少年に対する性と人権尊重に関する意識調査は行つていない。	・今後必要に応じて調査の実施を検討する。

(4) 人権擁護の推進

①人権擁護意識の啓発	継続 総務課	有	・社会を明るくする運動強調月間（7月）、人権週間（12月）等を中心とした啓発活動により、市民への意識啓發を図つた。	・今後も引き続き実施する。
------------	-----------	---	---	---------------

	継続 社会教諭課	無	・地域人権教育指導員の講話を公民館や各種団体に対して実施した。ただし、内容は主に人権教育全般のため性教育にて行って行っていない。	・さまざまな学習機会の中で、継続的に取り組んでいく。
②人権週間（12月4日～10日）などにおける啓発活動の推進	継続 総務課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・大矢野庁舎及び各支所に横断幕・懸垂幕、啓発ポスターを設置した。 ・人権擁護委員による特設人権相談所を市内4カ所に開設した。 ・人権擁護委員による人権啓発キャンペーンを実施し、啓発チラシや啓発グッズの配布を行った。 	・今後も引き続き実施する。
③人権相談事業の充実	継続 総務課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する相談ががあった場合は、人権擁護委員や法務局等の人権相談窓口を紹介した。 ・人権擁護委員による人権相談を計10回開設し相談を受け付けた。 	・今後も引き続き実施する。
④女性の悩み（カウンセリング）相談事業の充実	継続 福祉課	有	・女性の悩みに関する相談については、女性相談員により随時受付けた。	・今後も引き続き実施する。
⑤生命を尊重する学習の推進	継続 健康づくり 推進課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・シングルマザー、経済的支援等の必要な母親に対するは関連課や医療機関等との連携を図りながら支援を行った。 ・市内全小中学校において、「命を大切にする心を育むプログラム」を作成し、道徳の時間を中心に全教育活動を通して指導を展開した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。 ・今後も引き続き実施する。

基本方針II 男女が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向性1 雇用の場における男女共同参画の推進具体的の施策

（1）労働に関する基本的権利等の周知徹底

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み	今後の方向性
①男女雇用機会均等法、労働関係法令や制度の周知徹底	継続 産業雇用 創出課	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本一ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。	
②労働基準法における母性保護規定の周知	継続 産業雇用	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本	・今後も引き続き実施する。	

③パートタイム労働や派遣労働に関する啓発	創出課 産業雇用 創出課	創出課 産業雇用 創出課	一ムページでの情報提供を行った。	一ムページでの情報提供を行った。
----------------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------

(2) 女性の就業能力の開発支援

①パソコン、コミュニケーション能力開発講座等の開催	検討 継続	産業雇用 創出課	無	・パソコン、コミュニケーション能力等に関する講座は開催していない。
②起業のための情報の提供等の支援	農林水産課 有	・農林水産省6次産業化事業認定の周知や、県プラッシュアップ事業等補助事業の周知・支援等を行った。		・今後も引き続き実施する。
	産業雇用 創出課 有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本ムページでの情報提供を行った。		・今後も引き続き実施する。
③ハローワークの就職情報や就職支援に関する情報の提供	産業雇用 創出課 有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本ムページでの情報提供を行った。		・今後も引き続き実施する。

(3) 働く女性への情報提供・相談業務の充実

①再就職準備セミナーの開催	検討	産業雇用 創出課	無	・再就職準備セミナーは開催していない。
②関係機関との連携による相談業務の推進	継続	産業雇用 創出課 有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。

(4) ポジティブ・アクションの促進

①企業等に対する積極的改善措置の実施に向けた啓発活動の推進	継続	産業雇用 創出課 有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。
-------------------------------	----	------------------	---	---------------

(5) 農業・林業・水産業・商業・工業等における働きやすい環境づくり

①各種(農林・水産・漁業・商工)団体役員への、女性の登用促進に係る活動は行われているが、市として独自の啓発は行っていない。	検討 継続	農林水産課 有	・各団体で登用促進に係る活動は行われているが、市として独自の啓発は行っていない。	・今後、必要に応じて検討する。
②女性の経営や方針決定過程への参画促進のための学習機会や情報提供の促進	継続	農林水産課 有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。
			・農業女性アドバイザ―活動や家族経営協定の周知及び研修会等を実施した。	・今後も引き続き実施する。

	従業員用 創出課	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本 一ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。
③生産組合等の推奨など継承者が育つ環境 づくりの推進	農林水産課	有	・青年農業者クラブの活動を通じ、継承者へ様々な活動の場を 提供した。	・今後も引き続き実施する。
④女性の生産活動を促進する直売所等の充 実の支援	農林水産課	有	・販売促進ツールや物産館などでイベントを実施し、直販でき る場を提供した。	・今後も引き続き実施する。
⑤家族経営協定促進に関する啓発	農業委員会 事務局	有	・事業者等に家族経営協定の利点を説明し、啓発を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑥パートタイム労働・家内労働等の労働条件 の向上	検討	無	・実態の把握をしていないため、実施していない。	・まずは実態の把握を行う必要があ る。
⑦多様な就労形態に関する情報の収集・提供	従業員用 創出課	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本 一ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑧女性起業支援の充実	従業員用 創出課	有	・女性企業者に特化したものではないが、起業する事業者に対 し助成金交付等の支援を行った。	・今後も引き続き実施する。

施策の方向性2 仕事と家庭の両立支援 具体的施策

(1) 企業等における両立支援の取組の促進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①労働に関する法制度等の普及・啓発	従業員用 創出課	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本 一ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。	
②育児休業や介護休業など制度利用促進の ための啓発	従業員用 創出課	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本 一ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。	
③女性が働きやすい就労環境の整備の啓発	従業員用 創出課	有	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市本 一ムページでの情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。	
④事業者セミナーの開催	検討	無	・平成25年度は実施していない。	・今後、必要に応じ検討する。	
⑤男女共同参画研修の情報提供	従業員 総務課	有	・県が実施する企業向け研修会の案内を市庁報誌及び市ホーム ページに掲載し、周知を行った。	・今後も引き続き実施する。	
⑥職場の男女共同参画状況調査の実施	検討	無	・平成25年度は職場の男女共同参画状況調査は行っていな い。	・第3次男女共同参画推進計画策定期	

			い。	に実施する予定。
--	--	--	----	----------

(2) 仕事と子育て・介護の両立支援

①再就職準備セミナーの開催及び情報提供	検討	産業雇用創出課	無	・平成25年度は実施していない。 ・今後、必要に応じ検討する。
②多様な労働形態等のニーズに対応できる保育サービスの充実	継続	福祉課	有	・延長保育、一時預り、休日保育の保育サービスを実施した。 ・今後も引き続き実施する。
③多様な労働形態等のニーズに対応できる介護サービスの提供	継続	高齢者 ふれあい課	有	・介護保険、高齢者政策の活用を行い、様々な介護サービスを提供した。 ・今後も引き続き実施する。

(3) 家庭責任の男女共同分担の促進

①男性の料理教室の開催	継続	健康づくり 推進課	有	・食生活改善推進員により男性向けの料理教室を開催した。(開催回数11回、参加者166人) ・今後も引き続き実施する。
-------------	----	--------------	---	---

(4) リフレッシュ事業の促進

①心身のリフレッシュ事業の促進(健康体操、軽スポーツ、趣味教養等)	検討	福祉課 推進課	有 無	・心の健康づくり講演会を実施した。 ・平成25年度の事業計画に掲げていない。 ・今後も引き続き実施する。
	継続	社会教育課	有	・指定管理者の実施する健康づくりプログラムや公民館が行う自主講座等の支援を行った。

施策の方向性3 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶

具体的な施策

(1) パートナーに対する暴力の根絶

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」実施時期における効果的な広報啓発活動の推進	継続	福祉課	有	・市広報誌及び市ホームページで運動の趣旨について周知を行つた。	・今後も引き続き実施する。
②「DV防止法」「男女雇用機会均等法」「ストーカー規制法」など関係法令の広報周知及	継続	総務課	有	・男女共同参画週間に、パンフレット及びリーフレットを各家庭の口元に掲示した。	・今後も引き続き実施する。

び「DV対策ハンドブック」作成と活用				・DV被害者支援の啓発カードを大矢野庄舎女子トイレに設置した。
継続	福祉課	有	・各機関へチラシを配布した。	・今後も引き続き実施する。
③データDV防止に向けた啓発活動の推進	検討	福祉課	無	・データDVについての啓発は特に行っていない。 ・今後、必要に応じて検討する。
④民生委員・児童委員等を対象とした研修会の実施	継続	福祉課	有	・虐待防止協議会の研修会に参加した。 ・今後も引き続き実施する。

(2) DV被害者に対する支援

①職員及び相談員等の研修の充実	継続	福祉課	有	・県等が実施する研修会へ参加した。
②DV防止対策地域協議会の充実及び庁舎連絡体制の整備	継続	福祉課	有	・虐待防止協議会を運営し、各関係機関との連携を図った。 ・今後も引き続き実施する。
③熊本県、警察署等の関係機関との連携強化	継続	福祉課	有	・虐待防止協議会を運営し、各関係機関との連携を図った。 ・今後も引き続き実施する。
④市営住宅の優先入居についての検討	継続	福祉課	無	・入居に関する事例はなかったが、相談があつた場合は関係課と協議を行うようにした。 ・今後も引き続き実施する。
⑤シェルターの設置の検討	検討	福祉課	無	・シェルターの設置についての検討は行っていない。 ・安全性の確保やニーズがあるのか検討の必要がある。

(3) セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

①セクシャル・ハラスメント防止に向けた学習会・研修会の開催	検討	総務課	無	・市独自の学習会、研修会は実施していない。 ・県が実施する研修会のチラシを各庁舎・支所に掲示した。
	検討	福祉課	無	・平成25年度は実施していない。
	継続	社会教育課	有	・地域人権教育指導員の講話を公民館や各種団体に対し実施した。
②女性相談事業の充実	継続	福祉課	有	・婦人相談員を設置し、DV相談・女性の悩み相談を受けた。 ・今後も引き続き実施する。

(4) 防犯に配慮した安心・安全な環境の整備

①警察署等との連携による地域防犯対策の充実	継続	総務課	有	・春秋の各交通安全運動期間中の各種イベントに参加した。 ・地域防犯パトロールを実施した。
②PTAや地域住民の協力による地域バート	継続	福祉課	有	・小地域ネットワークの活用による要援護者見守り活動を実施 ・今後も引き続き実施する。

ホール等安全確保のための推進				した。
従続 学測課	有	・学童安心安全システムの普及に努め、安全確保に向けた情報提供及び連絡体制の整備を行っている。		・今後も引き続き実施する。

施策の方向性4 子育て支援の充実

具体的施策

(1) 子育てに関する情報提供の充実

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①児童相談の充実	従続	福祉課	有	・家庭相談員を設置し、相談を受けた。	・今後も引き続き実施する。
②乳幼児健診・育児学級においての情報提供	従続 健康づくり 推進課	福祉課	有	・2か月児学級、3～4か月児健診、6～8か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診時に集団及び個別に情報提供を行った。(開催回数 年間72回) ・育児相談開催時に情報提供を行った。(開催回数 100回) ・訪問指導時に子育てについての情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。 ・今後も引き続き実施する。

(2) 子育てしながら働き続けられる条件整備

①多様な就労形態に対した保育時間の充実	従続	福祉課	有	・延長保育や休日保育を実施し保育時間の充実を図った。	・今後も引き続き実施する。
②子育て情報の提供	従続	福祉課	有	・市ホームページ及び市広報誌等の活用や子育てハンドブックを作成し、子育てに関する情報提供を行った。	・今後も引き続き実施する。
③病後保育の充実	従続	福祉課	有	・保育園による自主的な受け入れを行った。	・今後も引き続き実施する。
④放課後児童クラブ(7カ所)	従続	福祉課	有	・放課後児童クラブ(7カ所)を委託事業として開設し、放課後児童の受け入れを行った。	・今後も引き続き実施する。
⑤子育て等を支援するための休暇・休業制度の周知、導入促進	従続 検討	産業雇用 創出課 福祉課	有 無	・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市ホームページでの情報提供を行った。 ・休暇・休業制度の周知等は行っていない。	・今後も引き続き実施する。 ・今後、必要に応じて検討する。

(3) 子育て世代の社会参加の促進とネットワークづくり

①公共の建物等にベビーベッドやベビーベットを設置した。 エアーの設置	従続	福祉課	有	・大矢野庁舎にベビーベットを設置した。	・今後も引き続き実施する。
②市主催事業の際の保育ルームの開設等の	検討	福祉課	無	・市主催課からの依頼がなかったため実施していない。	・依頼があった場合、隨時検討する。

拡充				
③保護者の参加しやすい開催日時等の配慮	継続 継続 継続 継続	関係各課 学級課 社会教育課	有 有 有	・社会を明るくする運動推進大会及び男女共同参画フォーラムを保護者の参加しやすい土曜日に開催した。 ・上天草市教育フォーラムを日曜日に開催した。 ・イベントは可能な限り、参加者が多い土・日・祝日に開催した。 ・夜間の実施も必要に応じて考慮する。また、託児所等、子育て中の対象者も参加できるような環境整備を検討する。
④父親の子育て参加の促進	検討 検討	福祉課 社会教育課	無 無	・平成25年度は特に実施していない。 ・父親を対象とした事業は実施していない。 ・今後、必要に応じて検討する。

(4) ひとり親家庭に対する支援の充実

①相談・情報提供の充実	継続	福祉課	有	・母子自立支援員を配置し、相談できる体制を整えた。
②各種手当や賞付制度の利用促進	継続	福祉課	有	・市ホームページ及び市広報誌等を活用し、児童扶養手当等について、情報提供を行った。

(5) 子どもの虐待防止対策の推進

①上天草市虐待防止対策協議会の充実	継続	福祉課	有	・代表者会議1回、研修会を1回開催し、ケース会議を随時行つた。
-------------------	----	-----	---	---------------------------------

(6) 子育て支援者の人材育成と活用

①ファミリーサポート・センター事業の充実	継続	福祉課	有	・上天草市社会福祉協議会への委託事業として実施した。 ・市広報誌を活用し、周知を行った。
----------------------	----	-----	---	---

施策の方向性5 男女の健康づくり支援 具体的施策

(1) 保健事業の充実

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由 今後の方向性
①男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てる啓発活動の推進	継続	健康づくり 推進課	有	・乳幼児健診等を行う保健センター及び多目的ホールにベビーベッドを設置した。

②ライフサイクルに応じた健康管理の推進	継続 継続	学講課 保健課	有 有	・性に関する学習について、各校の計画に基づき実施した。 ・各ライフステージにおいて、各種健診、健康教育の実施により健康管理を推進した。	・今後も引き続き実施する。 ・今後も引き続き実施する。
③各種健康診査事業等の充実と健診促進	継続 継続	健康づくり 推進課	有 有	・「女性のがん検診及び大腸がん検診、肝炎ウイルス検診」において、対象年齢の方に、無料クーポン券、無料通知書を配布し、受診しやすい体制づくりを行った。	・今後も引き続き実施する。
④妊娠・出産等にかかる健康支援の充実	継続	健康づくり 推進課	有	・母子手帳交付時に妊娠出産に関する個別の保健指導を実施した。 ・ハイリスク者の妊娠・出産に関しては医療機関との連携により支援を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑤不妊・家族計画・性に関する相談窓口の明確化	継続	健康づくり 推進課	有 有	・不妊相談に関する相談窓口につながるよう広報等で周知した。 ・2か月学級、乳児健診の際に家族計画についての相談に応じた。	・今後も引き続き実施する。
⑥母子保健の充実	継続	健康づくり 推進課	有 有	・母子保健事業の充実と円滑な事業運営を図る目的で各関係者（小児科医師、産婦人科医師、歯科医師、母親代表、児童主任、民生委員、母子保健推進員、養護教諭、保健所、学務課、福祉課）で構成されるメンバード母子保健連絡協議会を開催し、母子保健に関する体制について検討を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑦在宅ケア事業の活用	継続	健康づくり 推進課	有 有	・難病友の会に関しての保健所を中心とした支援の充実を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑧保健活動に関するマンパワーの確保と地区組織等の育成	継続	高齢者 ふれあい課	有 有	・介護保険事業計画に基づき介護保険サービスの充実を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑨保健活動に関するマンパワーの確保と地区組織等の育成	継続	健康づくり 推進課	有 有	・母子保健事業として各地区に14名の「母子保健推進員」を委嘱し乳児全戸訪問や母子保健事業としてボランティアで事業への協力を実施してもらった。 ・「食生活改善推進員」活動により各地区における健康増進事業の展開を行った。推進員の育成研修は年に2回実施した。(推進員155名)	・今後も引き続き実施する。
⑩保健・介護・医療等の連携の強化	継続	健康づくり 推進課	有 有	・ケースに応じて各関係課と共に支援を行った。	・今後も引き続き実施する。

	高齢者 ふれあい課	有	・保健・福祉・医療など現場職員を中心とした担当地域ヶ ア会議を開催し、「情報共有や個々の課題解決に向けて検討を行 った。	・今後も引き続き実施する。
--	--------------	---	--	---------------

(2) 生涯にわたる性に関する健康と権利の普及・啓発

①母性保護に関する情報の提供	検討	健康づくり 推進課	無	・提供できるような知識・情報を得ることができた。 ・情報収集・知識の取得に取り組む。
②リプロダクティブ・ヘルツ／ライツに関する啓発活動の推進	検討	健康づくり 推進課	無	・提供できるような知識・情報を得ることができなかった。 ・情報収集・知識の取得に取り組む。

(3) スポーツによる健康づくりの振興

①生涯スポーツ大会の開催、団体間交流支援	継続	社会教育課	有	・体育協会を中心として、さまざまな大会等を開催した。 ・今後も引き続き実施する。
②スポーツ施設の活用及び整備	継続	社会教育課	無	・指定管理者の開催する独自プログラムへの参加等を市広報紙 などにより周知した。平成25年4月からテニスコートの運用 を開始した。 ・今後も引き続き実施する。

施策の方向性6 高齢者等の生きがいづくりと生活支援 具体的施策

(1) 介護保険サービス・障害福祉サービスの円滑な推進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①介護保険サービスの充実	継続	高齢者 ふれあい課	有	・介護保険事業計画に基づき介護保険サービスの充実を図っ た。	・今後も引き続き実施する。
②障害福祉サービスの充実	継続	福祉課	有	・生きがいづくり、自立した生活及び社会参加支援を行った結 果、総合支援法に基づく通所サービス（就労系）の利用者数の 増加がみられた。	・必要なサービスが適正に利用できる ようになります。 ・サービスの情報提供等を充実する。

(2) 介護に対する固定的な性別役割分担意識の解消

①家庭介護に関する講座等の充実	継続	高齢者 ふれあい課	有	・家族介護教室を実施した。	・今後も引き続き実施する。
②家族全員が介護に関わることを促す啓発	継続	高齢者	有	・市広報紙への掲載を行い、高齢者の特性や介護予防について ・今後も引き続き実施する。	

活動の充実

ふれあい課
周知を図った。

(3) 介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な展開

①介護予防を重視する介護保険対象外サービスの積極的な展開	継続	健康づくり推進課	有	・食生活改善推進員による高齢者を対象とした栄養教室を開催した。	・今後も引き続き実施する。
高齢者 ふれあい課	継続	高齢者 ふれあい課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストを活用するとともに、様々な機会を利用し、要介護（支援）になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を把握した。 ・二次予防事業対象者に対して、通所又は訪問により介護予防効果のある各種事業を実施した。 ・介護予防に関する知識の普及・啓発を行ったため、講演会を実施した。 ・高齢者が自主的に介護予防に取り組む事ができるよう、いきき高齢者教室を開催した。 ・高齢者が身近な場所で集える場所を提供したり、自主サロンの活動支援を図る事ができるよう、社会福祉協議会に委託し実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。

(4) 権利擁護対策の推進

①社会福祉協議会との連携による地域福祉権利擁護事業の啓発の充実	継続	高齢者 ふれあい課	有	・必要と思われる方に権利擁護事業について説明を行い、社会福祉協議会を紹介した。	・今後も引き続き実施する。
②シルバーハウスセンター活用の促進	継続	社会教育課	有	・市内4地域で成人大学を実施しており、中央公民館と共に地域人権教育指導員が講話を行った。	・今後も引き続き実施する。
③障害者就労支援事業所製品の利用促進	継続	福祉課	有	・必要と思われる方へ、シルバーハウスセンターの紹介を行った。	・今後も引き続き実施する。
④高齢者の自立を支援する環境の整備	継続	高齢者 ふれあい課	有	・上天草市における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を示した。	・今後も引き続き実施する。
				・高齢者の就業機会を確保するため、シルバーハウスセンターへの補助金を支給した。	・今後も引き続き実施する。

(5) 高齢者等の生きがいづくり対策の推進

①地域活動への人材活用の促進	継続	社会教育課	有	・市内4地域で成人大学を実施しており、中央公民館と共に地域人権教育指導員が講話を行った。	・今後も引き続き実施する。
②シルバーハウスセンター活用の促進	継続	高齢者 ふれあい課	有	・必要と思われる方へ、シルバーハウスセンターの紹介を行った。	・今後も引き続き実施する。
③障害者就労支援事業所製品の利用促進	継続	福祉課	有	・上天草市における障がい者就労施設等からの物品等の調達推進方針を示した。	・今後も引き続き実施する。
④高齢者の自立を支援する環境の整備	継続	高齢者 ふれあい課	有	・高齢者の就業機会を確保するため、シルバーハウスセンターへの補助金を支給した。	・今後も引き続き実施する。

⑤障がい者の自立を支援する環境の整備	継続	福祉課	有	・自立支援協議会の生活部会において障がい者が地域で生活できるサポート体制を整備した。	・今後も引き続き実施する。
--------------------	----	-----	---	--	---------------

施策の方向性7 安心して暮らせる環境の整備 具体的施策

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み	今後の方向性
①交通バリアフリーの整備推進	継続	建設課	有	・道路の段差解消のための工事等を計画的に実施した。	・今後も引き続き実施する。
②高齢者や障がいのある人等による施設や道路の点検を実施し、その声を反映させる取組の検討	継続	建設課	有	・日常的に道路の点検を行い、舗装の痛みや通行に支障のある路肩の木の枝等あれば、道路の補修、草刈り等を実施し、道路の安全性の確保に努めた。	・今後も引き続き実施する。
③福祉のまちづくりの推進	継続	企画政策課	有	・平成25年度に第2次総合計画を策定し、この計画に基づき、各部署において福祉のまちづくりを推進した。	・今後も引き続き実施する。
	継続	福祉課	有	・平成25年3月に策定した地域福祉計画に沿って、福祉のまちづくりを推進した。	・今後も引き続き実施する。

(2) 安心して生活できる環境づくり

①障害児(者)生活サポート(補装具・日常生活用品)の給付支援	継続	福祉課	有	・補装具14人、日常生活用具233人の利用があり、自立した生活ができるよう支援した。	・今後も、障がいに応じた給付支援をし、自立した生活を支援していく。
②視覚障害者等のガイドヘルパー派遣事業の活用	継続	福祉課	有	・平成24年度から、視覚障がい者に対する総合支援法に基づく福祉サービスに同行援護がはじまり平成25年度は6名の利用者であった。	・今後も、サービスの情報提供を充実させ視覚障害の方が自立した生活又は趣味等の充実が図れるようにする。
③ホームヘルプサービス事業の充実	継続	高齢者 ふれあい課	有	・在宅要援護者に質の高い訪問介護の提供ができるよう、上天草市居宅サービス事業所連絡協議会において研修会等への支援を実施した。 ・住宅改修事前協議を行い、浴室改修の支援を実施した。	・今後も引き続き実施する。
④入浴サービス事業の充実	継続	高齢者 ふれあい課	有	・住宅要援護者に対し、訪問入浴介護サービスを提供した。	・今後も引き続き実施する。
⑤障害者地域活動支援センターの充実及び就労移行支援	継続	福祉課	有	・1日当り16人の利用があり、障がい者が日中を過ごせる場の提供ができた。	・今後も障がい者が社会参加、経済的自立ができるよう支援していく。

⑥障害児（者）相談支援事業の活用	継続 福祉課	有	・平成25年度は天草圏域で6事業所に委託し、相談の充実を図った。	・今後も引き続き実施する。
⑦障害者等居宅介護（ホームヘルパーサービス）事業の充実	継続 福祉課	有	・計画相談支援員によりサービス利用計画が作成され、利用者のニーズに応じたサービス提供ができた。	・今後も引き続き実施する。
⑧コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣）事業の充実	継続 福祉課	有	・平成25年度から手話奉仕員養成研修を天草圏域で実施した。	・今後も引き続き実施する。
⑨障害者・高齢者住宅改造成の支援	検討 継続 福祉課	無	・住宅改造成の支援は特にない。	・今後、必要に応じ検討する。
⑩日中一時支援事業（障害児等の一時預かり事業）の充実	継続 福祉課	有	・平成25年度で38人の利用があり、障がい者等の家族の就労支援、一時的な休息の場の提供をした。	・今後も引き続き実施する。
⑪国民健康保険や老人医療事業の健全運営と啓発・相談体制の充実	継続 保健課	有	・国民健康保険運営協議会を開き健全運営に努めた。 ・後期高齢者医療制度のパンフレット、通知文等による周知啓発を行った。	・今後も引き続き実施する。
⑫国民年金制度の普及啓発及び対象者への適切な完全適用の促進・相談体制の充実	継続 保健課	有	・毎月1回、大矢野広舎にて年金相談を開設した。 ・毎月1回、市広報誌にて年金制度について掲載し周知を図った。	・今後も引き続き実施する。
⑬健康管理のための情報提供と啓発活動の充実	継続 健康づくり 推進課	有	・各地区や、住民の方が集まる場、祭り等のイベントに出向いたり、住民からの要望時に、健診受診勧奨のための「健康相談」を開催した。 ・特定健診、生活習慣病健診全受診者に対して、結果説明を実施した。（結果説明会、個別訪問） ・食生活改善推進員研修会を開催した。 ・糖尿病予防フォーラムを開催した。（県・関係機関との共催）	・今後も引き続き実施する。

(3) 安心して暮らせる地域づくり

①自然及び生活環境に配慮したまちづくりの推進	継続 企画政策課	有	・平成25年度に第2次総合計画を策定し、この計画に基づき、各部署において公共施設のユニアーサル・デザインを推進した。	・今後も引き続き実施する。
	継続 環境衛生課	有	・生活排水からはじめる環境浄化プロジェクトを行った。（平成25年度～平成27年度） ・地域の自然環境保全のため、地域住民と連携し培養した有用微生物群活性液を、各家庭の生活排水に混ぜて流すことによ	・今後も、新たな地区の生活環境の改善を促し、河川及び側溝の水質改善を図る。

②公共施設（住環境、道路、公園など）のエニハーサル・デザイン化の推進	企画政策課 継続	有	り、河川・側溝の水質改善を図る。 ・平成25年度に第2次総合計画を策定し、この計画に基づき、各部署において福祉のまちづくりを推進した。
③防災等に配慮したまちづくりの推進	総務課 継続	有	・自主防災組織の結成を促進した。 ・市総合防災訓練を実施した。 ・今後も引き続き実施する。

**基本方針III あらゆる分野での男女共同参画の促進
施策の方向性1 政策・方針決定の場への女性登用の促進
具体的施策**

(1) 政策・方針決定過程における多様化の促進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①市の施策・方針決定過程への男女共同参画の促進	検討 総務課	無	・市の施策・方針決定過程への積極的な女性登用を呼びかける機会をつくれなかつた。 ・男女共同参画社会推進審議会の委員は10人中女性委員6人を登用している。	・今後、府内部長会議又は課長会議等において、積極的な女性登用を呼びかけていく。	
継続 環境衛生課	有	・環境審議会、次世代エコ生活推進検討会議において、各分野・項目に精通した有識者、市民及び各界から推薦をいただいた代表者で構成しており、審議会委員10名中1名、検討会議委員6名中1名の計2名の女性を登用した。	・今後も引き続き継続する。		
継続 健康づくり 推進課	有	・「健康づくり推進計画」推進委員16名中10名が女性で、目標達成に向けて取り組みを推進した。	・今後も引き続き実施する。		
継続 ふれあい課	有	・地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営協議会において、13人中5人の女性を登用した。	・今後も引き続き実施する。		
継続 学習課	有	・各種委員や学校評議員などは、経験等に基づいて女性も多く登用している。	・今後も引き続き実施する。		
②市民・事業者等における取組への支援と協力	検討 総務課	無	・市民や事業者等から取組みへの支援・協力の要請がなかつたため特にっていない。	・今後、市としてどのような支援・協力が行えるのか検討する。	
③状況の調査及び資料の収集と提供	継続 総務課	有	・市における政策・方針決定の場への女性の登用率等を調査し、国及び県に報告した。 ・今後も引き続き実施する。		

④ 委員公募制の促進	継続 社会教育課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会でアンケートを行った。男女共同参画に特化した内容ではないが、関心のある人権課題の設問で、「女性の人权」と答えた人が11.3%だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査機会があれば実施する。
	継続 総務課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会推進審議会の委員選任にあたっては一般公募を行っているが、平成25年度は委員の改選がなかったため行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員改選にあたっては、例年どおり一般公募を実施する。
検討	農林水産課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・公募制を導入可能な事案がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用可能な事案があれば検討する。
検討	福祉課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議委員の選任のため、保護者に対し公募を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
検討	保健課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・役職で委員を選定したため、公募はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。
検討	健康づくり 推進課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は公募する委員がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。
検討	高齢者 ふれあい課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・公募を視野に入れていないかたがいたため行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。
検討	学習課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・役職や教育関係の経験等で委員を選考するため、公募はしていらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。
検討	社会教育課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・役職で委員を選定したため、公募はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。
⑤ 男女共同参画を推進するリーダーの育成	継続 総務課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・県が主催する男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業の参加者に対し、研修に係る交通費等の補助を行った。本市から市職員2人が参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。

(2) さまざまな分野へチャレンジする意欲の促進

①身近なチャレンジ事例の情報収集・提供	継続 総務課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・県が作成したパンフレットを各庁舎のロビーに掲示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
②チャレンジ支援施策の周知・広報	継続 総務課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・県が作成したパンフレットを各庁舎のロビーに掲示した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
	継続 農林水産課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業者へ補助事業等の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
	継続 産業雇用 創出課	有	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等関係機関が発行するパンフレット等の配付及び市ホームページでの情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
	検討 環境衛生課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる施設がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。
	検討 保健課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する機会がなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。

	検討	健康づくり 推進課	無	・提供する機会がなかった。	・今後、必要に応じて検討する。
	検討	学習課	無	・学校教育でチャレンジする意欲の促進は行っているが、支援施策の周知・広報は行っていない。	・今後、必要に応じて検討する。

(3) 市政への住民参画の促進

①市ホームページの市政への意見・提言ボストンの活用普及	継続	市民公室	有	・市ホームページへの各種問合せや意見等に対応した。 ・意見募集を行ったため、市ホームページにパブリック・コメントを掲載した。	・今後も引き続き実施する。
-----------------------------	----	------	---	---	---------------

施策の方向性2 地域・社会活動への男女共同参画促進 具体的施策

(1) 地域活動及びボランティア活動の推進

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み 実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①市民活動団体への支援	継続	企画政策課	有	・男女を問わず、自助自立のまちづくりを実施する団体等に対する助成を行った。	・今後も引き続き実施する。
②ボランティア活動を促進する気運の醸成	継続	社会教育課	有	・婦人会の行う事業に対し、支援を行った。	・今後も引き続き実施する。
③地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進	継続	企画政策課	有	・必要な清掃用具等の支給を行った。また、活動団体の活動状況を市の広報やホームページに掲載し、市民に広く周知するとともに、ボランティア活動に対する気運の醸成を図った。	・今後も引き続き実施する。
④社会福祉協議会との連携強化	検討	福祉課	無	・ボランティア活動に対する気運の醸成は図れなかつた。 ・どのような取組みができるか今後検討する。	・今後も引き続き実施する。
	継続	社会教育課	有	・社会福祉協議会のボランティア関連経費への支援を行った。	・今後、必要に応じて検討する。
	検討	社会教育課	無	・各団体で参加促進に係る活動は行われているが、市として独自の広報・啓発は行っていない。	・今後、必要に応じて検討する。
	継続	福祉課	有	・災害時要援護者名簿や地域福祉計画関係業務等、常に連携を図りながら業務を行つた。	・今後も引き続き実施する。

(2) 男女がともに担う地域社会づくりの推進

①地域活動の拠点となる施設の環境整備	検討	福祉課	無	・地域から事業の要望がなかつた。	・今後、必要に応じ検討する。
②活動団体の支援とPRの強化	継続	社会教育課	有	・生涯学習施設の改修を行つた。	・自治公民館の補修・改修については要望が多いので、今後予算を増額して対応したい。
③地域活動への参加を促進するための広報・啓発活動の推進	継続	社会教育課	有	・婦人会の行う事業に対し、支援を行つた。	・今後も引き続き実施する。
④NPOに関する情報提供等の支援	検討	社会教育課	無	・各団体で参加促進に係る活動は行われているが、市として独自の広報・啓発は行っていない。	・今後、必要に応じ検討する。
⑤健康づくり、スポーツ・レクリエーション事業の充実	継続	企画政策課 健康づくり 推進課	有	・NPO法人、地域団体等に対して、国・県・財団等が実施する研修会の案内や補助金情報をで周知した。また、補助員申請にあたっては、内容の確認やアドバイスなどを実施した。 ・市内NPO等が開催するイベント情報等を広く周知した。	・今後も引き続き実施する。
	検討	社会教育課	無	・乳幼児期から老年期までの全ライフステージにおいて男女が共同して社会参加ができるように、病気の早期発見のため各種健診（検診）、各種健康教育、健康増進のための啓発を実施し健康づくり維持増進活動を実施した。	・今後も引き続き実施する。
				・男女共同参画をテーマにした事業は行っていない。	・今後、必要に応じ検討する。

施策の方向性3 市の推進体制の強化 具体的施策

(1) 市政等に関わる政策・方針決定過程への女性市民の参画拡大

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	今後の方向性
①審議会等への女性委員の登用	継続	総務課	有	・男女共同参画社会推進審議会の委員10人中、女性委員を6人登用した。	・今後も引き続き実施する。
	継続	企画政策課	有	・まちづくり事業推進運営委員会には、女性の視点によるまちづくりを推進するため、婦人会長を委嘱した。	・今後も引き続き実施する。
	継続	農林水産課	有	・農業振興地域整備促進協議会委員に女性を登用した。	・今後も引き続き実施する。

				<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者、環境保全活動団体等の各分野、項目に精通した有識者、市民及び各界から推薦をいただいた代表者で構成しており、環境審議会委員に1名、次世代エコ生活推進検討会議委員に1名の計2名の女性委員を登用した（委嘱期間：平成24年7月13日～平成26年7月12日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き継続する。
継続	環境衛生課	有		<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員推薦会委員に14人中6人、地域福祉計画策定員に10人中2人の女性委員を登用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
継続	福祉課	有		<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営協議会委員に14人中女性1人を登用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は異なる登用を検討する。
継続	保健課	有		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉計画等作成員の女性委員を3人登用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は公募等による委員選定の検討を行う。
継続	高齢者 ふれあい課	有			
②審議会等委員の市民公募					
継続	社会教育課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・役職で委員を選定するため、特別な配慮はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を見ながら取り組む。
継続	総務課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会推進審議会の委員選任にあたり一般公募を行っているが、平成25年度は委員の改選がなかつたため行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員改選にあたっては、例年どおり一般公募を実施する。
検討	農林水産課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・公募制を導入可能な事案がなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用可能な事案があれば検討する。
継続	環境衛生課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・環境審議会の委員について、委員の任期中のため実施しない（委嘱期間：平成24年7月13日～平成26年7月12日）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き継続する。
継続	福祉課	有		<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議委員に公募から2人の委員を登用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
検討	保健課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・役職で委員を選定しているため公募はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて取り組む。
検討	学習課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・役職や経験等で委員を選定するため、公募はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて取り組む。
継続	社会教育課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・役職で委員を選定するため、特別な配慮はしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて取り組む。
③各種条例、計画、方針決定過程への市民参画、市民意見の把握	検討	総務課	無	<ul style="list-style-type: none"> ・条例、計画策定等の事案がなかつた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画推進計画策定期に実施する予定。
継続	環境衛生課	有		<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する市民アンケート調査（上天草市在住の16歳以上上の男女1,000人対象を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
継続	福祉課	有		<ul style="list-style-type: none"> ・上天草市子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き実施する。
検討	保健課	無		<ul style="list-style-type: none"> ・該当する計画等がなく実施していない、 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、必要に応じて検討する。

継続 高齢者 ふれあい課	有	・計画等について市民の意見を把握するため、高齢者福祉計画等策定委員において意見を求めた。
継続 学園課	有	・学校規模適正化計画において、地域住民への説明会を実施している。

(2) 市政等に関する政策・方針決定過程への女性職員・女性教員の参画拡大

①管理職等への女性の登用	継続 総務課	有	・課長級へ1人、課長補佐級へ5人の女性職員を登用した。
②各種会議やプロジェクトへの女性の参画	継続 総務課	有	・管理職等への女性の登用を増やし、各種会議等への女性職員の参画拡大を図った。
③女性の職域拡大、職務分担の見直し	継続 企画政策課	有	・課長級、課長補佐級に女性職員を登用する等、女性の職域拡大を図った。
継続 農林水産課	有	・男女の区別なく役職等に応じた事務分担を行った。	
継続 検討 環境衛生課	無	・特に女性の職域拡大、職務分担の見直しは行っていないが、必要に応じて各業務に従事している。	
継続 福祉課	有	・男女区別なく職務分担を行った。	
継続 高齢者 ふれあい課	有	・男女関係なく職務分担を行った。	
継続 学園課	有	・各学校においては、男性教員・女性教員問わずに事務分掌が行われた。	

(3) 市役所は、職場環境のモデル職場として、男女共同参画の確立

①育児・介護休業に関する認識の醸成を図り、男女ともに取得しやすい職場環境整備	継続 総務課	有	・育児休暇、介護休暇は、国に準じた基準により運用した。
②育児休業・介護休業取得者への復帰支援	継続 総務課	有	・育児時間制度及び育児復帰後の給与復元制度により支援を行った。
③旧姓使用の選択	検討 総務課	無	・旧姓使用の制度は設けていない。
④院内保育園の運営	検討 上天草 総合病院	無	・院内の託児施設は運営していない。
⑤セクシャル・ハラスメント防止窓口の設	継続 総務課	有	・内部通報制度等により相談体制を整えた。

施策の方向性4 国際理解と交流の促進
具体的施策

(1) 国際的な視野の育成

取組内容	実施区分	担当課	実施有無	実施した場合は具体的取り組み	今後の方向性
①国際交流事業の推進		企画幹部課 検討	無	・国際交流事業の推進については、国際交流を推進するための意義・目的があり、それを踏まえ、実際に民間・行政のニーズ及びモチベーションが醸成された段階で推進する事業であり、現在、この段階まで到達する案件が無いため、実施していない。 ・上天草英語村「E-Friends」を開設し、キッズクラスや出前講座等、本物の英語に触れることのできるプログラムを提供した。	・今後、左記で述べた段階まで到達する案件が発生した場合、事業の推進を検討する。
	継続	社会教育課 検討	有	・国及び県が作成したパンフレットを各庁舎のロビーに掲示した。	・今後も引き続き実施する。
②男女共同参画関連の国際的な情報の収集・提供	継続	総務課 検討	有	・外国语指導助手（A.L.T）を小中学校へ派遣し、外国语（英語）教育及び国際理解教育の充実を図った。	・市ホームページや市広報誌へ掲載し、市民への周知を図ることも検討する。
③在住外国人との交流事業の充実	継続 検討	社会教育課 検討	無	・対象となるような事業がなかった。	・今後、必要に応じて実施する。

(2) 海外の女性問題の啓発学習の推進

①発展途上国や先進諸国における女性問題について学習する場や情報の提供	検討	総務課	無	・発展途上国と先進諸国における女性問題に特化した事業は行っていない。	・男女共同参画週間ににおける資料の掲示や市ホームページ市広報誌への掲載を検討する。
②海外の女性問題や取組を学び日本の女性問題について改めて認識を深めるような事業の実施	検討 継続	社会教育課 検討	無	・女性問題に特化した事業は行っていない。 ・海外の女性問題に特化した事業は行っていない。	・必要に応じて行う。 ・男女共同参画週間ににおける資料の掲示や市ホームページ市広報誌への掲載を検討する。
	継続	社会教育課	無	・女性問題に特化した事業は行っていない。	・必要に応じて行う。

(3) 平和についての学習機会の提供

① 戦争と平和について学ぶ機会の提供	検討	総務課	無	・ 戰争と平和についての事業は行っていない。 ・ 人権週間等において、市ホームページ一 ジや市広報誌で市民への啓発等を図 ることを検討する。
--------------------	----	-----	---	---

<參考資料>

上天草市男女共同参画社会推進条例

平成20年9月24日条例第30号

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第11条—第21条）

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会（第22条—第28条）

第4章 雜則（第29条）

附則

日本国憲法においては、基本的人権のひとつとして個人の尊重と男女の平等がうたわれている。しかしながら、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っている。また、少子高齢化社会や地域社会の変化、情報技術の急速な発展などに対応していくうえで、男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において対等に協力し、責任と喜びを分かち合い、性別に関係なく、その個性と能力を發揮することができる社会の実現が緊急の課題である。

上天草市においては、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できるまちの実現に向けて、市民、事業者及び行政が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本理念を定め、上天草市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に実施することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に在住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての

者をいう。

- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成については、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行の見直し 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう必要に応じて見直されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と地域及び職場における活動その他の活動とを両立して行うことができる。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的な協調の下に行われること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われる家庭
 - イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
 - ウ 配偶者間における身体的又は精神的苦痛を与える暴力的な行為がなく、家族一人ひとりがお互いの人の権を認め合う家庭

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できるいきいきとした職場
- イ 社会の支援の下に、男性も含めた働き方の見直しが行われ、育児休業、介護休業等を男女とも取得できる環境が整い、仕事と家庭がゆとりをもって両立できる職場
- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働く職場
- エ 男女が方針の決定に共に参画できる職場

(3) 学校において実現すべき姿

- ア 一人ひとりの個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進される学校
- イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
- ウ 性別にとらわれず、進学や就職に関し多様な選択ができるような進路指導が充実される学校
- エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- オ 教職員の研修の機会が増進され、男女共同参画社会の形成が促進される学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

- ア 一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
- イ 社会の支援の下、男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かで活力にあふれ安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、計画的にこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図るよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市、市民及び事業者の協働)

第8条 市、市民及び事業者は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により、男女共同参画社会の形成の促進を協働して行うものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画推進計画の策定等)

第11条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聽かなければならぬ。
- 3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動に対する支援と推奨)

第13条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を促進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、第6条及び第7条の規定による責務を顕著に遂行している市民、事業者に対し、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴いて、男女が共に生きる社会づくり推進モデル（以下「推進モデル」という。）として推奨することができる。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第14条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第15条 市は、農林水産業、商工業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第16条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないようすることにより、男女が共に政策や方針の決定過程に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第19条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、上天草市男女共同参画週間（以下「男女共同参画週間」という。）を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、1月24日を含む1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情等の処理等)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策又は男女共同参画社会の形成を阻害する要因により人権を侵害されたことについて、苦情又は相談（以下「苦情等」という。）があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図る等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

3 市長は、第1項に規定する苦情等の申出があった場合において、その処理のため必要があると認めるときは、上天草市男女共同参画社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第21条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 上天草市男女共同参画社会推進審議会

(審議会の設置)

第22条 男女共同参画社会の形成促進に関する重要な事項について調査審議するため、上天草市男女共同参画社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 推進モデルの推奨に関すること。
- (3) 第20条の苦情等の処理に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第25条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

第4章 雜則

(雑則)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止)
- 2 上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例（平成18年条例第5号）は廃止する。
(上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の上天草市男女共同参画社会推進審議会設置条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された審議会の委員である者は、施行日に上天草市男女共同参画社会推進条例（以下「新条例」という。）第24条第2項の規定により審議会の委員として委嘱された者とみなし、その任期は、新条例第25条の規定にかかわらず、施行日前における旧条例の審議会の委員としての任期の残任期間とする。

附 則（平成24年2月22日条例第1号）

この条例は、平成24年4月1から施行する。

上天草市男女共同参画社会推進会議設置要項

平成18年3月31日訓令第7号

(設置)

第1条 男女共同参画社会形成の促進に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るため、上天草市男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する取組方針の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に向けた施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、総務企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、部長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は会務を総理し、推進会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が必要に応じ召集し、会議の議長になる。

- 2 会議に、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 推進会議の下にプロジェクトチームを置く。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則（平成21年3月30日訓令第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

上天草市男女共同参画社会推進プロジェクトチーム設置要項

平成16年10月12日訓令第29号

(目的)

第1条 社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で男女がお互いにその人格を尊重し責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の形成の促進のため、府内に「男女共同参画社会推進プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置し、関係各課等相互間の連絡及び調整を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画社会の総合的かつ効果的な施策及び推進に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、次の各課等の長及び職員をもって組織する。

- (1) 市長公室
- (2) 総務課
- (3) 企画政策課
- (4) 農林水産課
- (5) 産業雇用創出課
- (6) 建設課
- (7) 環境衛生課
- (8) 福祉課
- (9) 保健課
- (10) 健康づくり推進課
- (11) 高齢者ふれあい課
- (12) 学務課
- (13) 社会教育課
- (14) 上天草総合病院

2 プロジェクトチームに座長を置き、総務課長がこれに充たる。

(幹事及び委員)

第4条 プロジェクトチームに幹事及び委員を置く。

- 2 幹事は、前条第1項に規定する課等の長をもって充てる。
- 3 委員は、前条第1項に規定する課等の長の推薦する職員1人をもって充てる。
- 4 必要と認めたときは幹事及び委員を増員できるものとする。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、座長が必要と認めたとき、座長が招集する。

2 会議には、座長が必要と認めたときは専門的知識を有する者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトチームの庶務は、総務企画部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日訓令第30号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日訓令第8号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年度

上天草市男女共同参画推進計画 年次報告書

発行 上天草市

編集 上天草市総務企画部総務課総括係

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上1514番地

TEL:0964-26-5526

FAX:0964-56-4972

上天草市ホームページ: <http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>